



南九州市

農業委員会だより

平成21年9月発行 南九州市農業委員会事務局



【乗用型茶摘採機競技大会の様子】

7月6日、知覧町塩屋の菊永集団茶園で、第2回南九州市乗用型茶摘採機競技大会が開催され、コンテナ式の部に7チーム、袋式の部に4チームが参加し、日頃の鍛錬した技を競い合いました。この大会は、乗用型茶摘採機の操作技術の向上と本市茶業のPR活動の一環として、旧知覧町から数えると30年以上も続いている大会です。

大会の結果は次のとおりです。

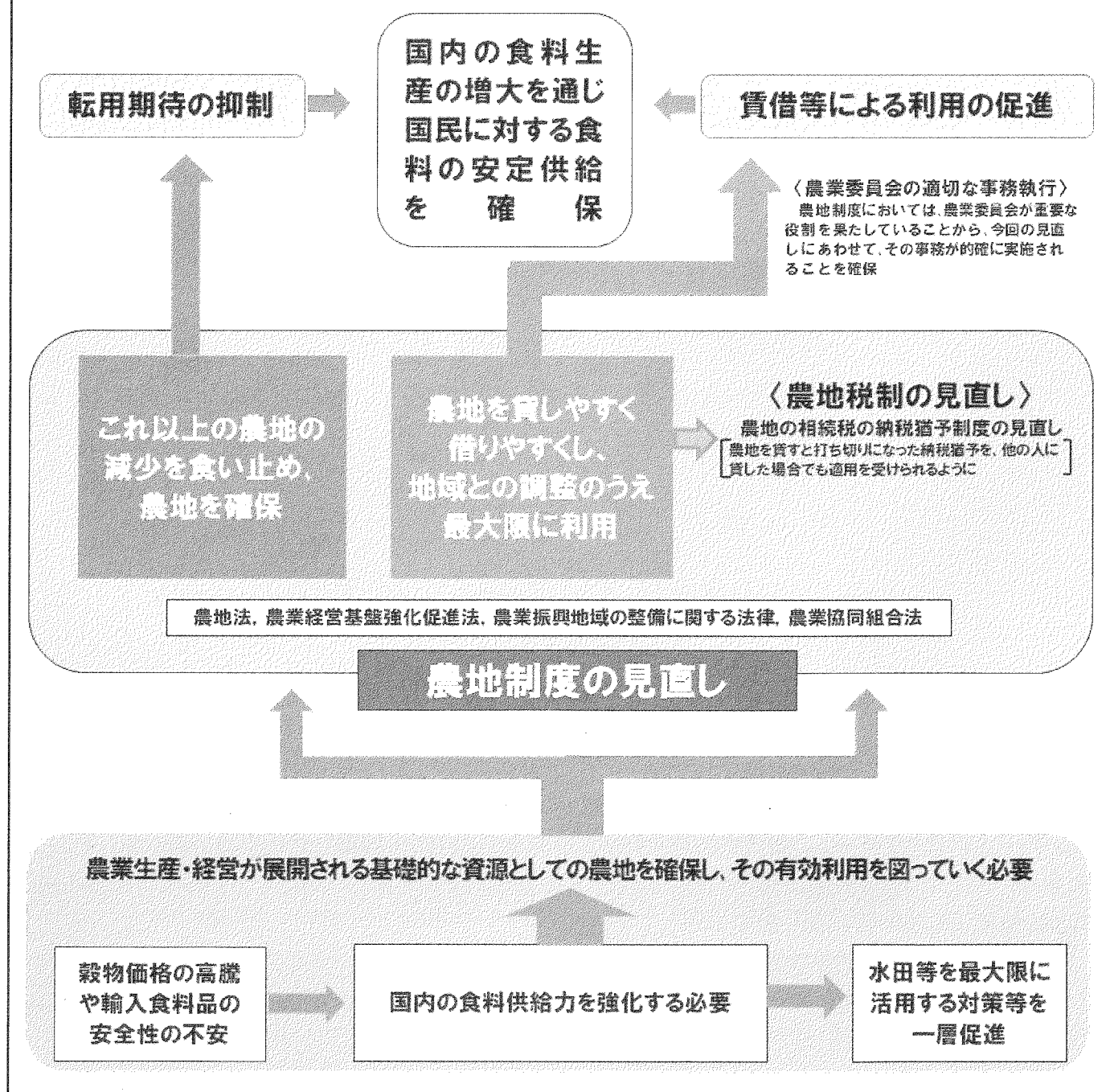
- ◎ コンテナの部 第1位 塗木茶生産組合 第2位 (有)前原製茶 第3位 (有)大野岳製茶
- ◎ 袋型の部 第1位 青戸茶生産組合 第2位 (有)開香園 第3位 丸野製茶工場

農地制度がかわります

「新たな農地制度」は、これまでの制度体系を維持しつつ、わが国の農地が抱えている課題を解決するために、

- ①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保
 - ②農地を貸しやすく借りをやすくし、地域との調整のうえ最大限に利用
- し、わが国における耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るためのものです。

農地法等の一部を改正する法律の概要



では、具体的にどう変わったの！！

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する方策として

違反転用に対する処分・罰則の強化

新 設 違反転用が行われた場合、都道府県知事等による原状回復等の措置が講じられます。

改 正 違反転用に対する罰金額が次のとおり引き上げられます。

事 項	現 行	改 正
①違反転用	3年以下の懲役または 300 万円以下の罰金 (法人は 300 万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300 万円以下の罰金 (法人は 1 億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金 (法人は 30 万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300 万円以下の罰金 (法人は 1 億円以下の罰金)

農用地区域からの除外の厳格化

現 行 集団農地の縁辺部にある農地であれば、担い手により現に利用集積され、またはこれから利用集積されることが見込まれるものであっても、除外が可能です。

改 正 農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外を行うことができません。

農地を貸しやすく借りやすく、地域との調整のうえ最大限に利用するために

農地を利用する者の確保・拡大（農地の権利移動規制の見直し等）のために
解除条件付きで一般法人等の参入容認（貸借規制の緩和）

新 設 農地の貸借については、農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除できる旨の条件が付された契約で、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれる ①農作業常時従事者以外の個人 ②農業生産法人以外の法人）にも途が開かれました。

この場合、農作業要件、法人要件は除かれますが、その他の一般要件のほか、規制緩和された解除条件付き貸借は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的・安定的に農業経営が行われることが要件となります。

ただし、貸借規制の緩和については、次のようないろんな制約や要件があります。

農地の権利移動の一般基準の追加

新 設 これまでの一般基準に、「周辺地域との調整」が加えられ、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障を生ずるおそれがある場合には、農業委員会は農地の権利取得を許可しないとの要件が設けられ、農業委員会のチェック機能を通じて、地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除するとしています。

農地としての適正利用の担保措置（利用状況報告と勧告・許可取り消し）

新設 解除条件付き貸借の許可を受けた者は、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会等に報告しなければなりません。

新設 解除条件付き貸借の許可を受けた者が、周辺地域の農業に支障を与えている場合などには、農業委員会はその旨を勧告することができるとともに、それに従わない場合などは、許可を取り消すことができるようになります。

その他の改正点として！！

下限面積要件の弾力化（農業への新規参入の促進）

現行 農地の権利取得にあたっての下限面積（原則 50a 以上、北海道は 2ha 以上）の引き下げは都道府県知事の判断となっています。

改正 農地の権利取得にあたっての下限面積（原則 50a 以上、北海道は 2ha 以上）について、地域の実情に応じた農業委員会の判断で引き下げることができます。

ポイント

下限面積とは、農地の権利取得にあたって最低限の必要面積で、これを下回ると権利取得ができません。ちなみに、南九州市では穎娃・知覧地区が 50a で、川辺地区は 30a となっています。

許可を受ける必要のない権利取得の届出制度（耕作放棄地の発生防止等）

新設 相続等による権利取得は農地法等の許可を受ける必要はありませんが、今後これらによって許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならなくなりました。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした者は、10 万円以下の過料に処せられます。

農地の賃借情報の提供（標準小作料制度の代替措置）

現行 農業委員会は、3 年に 1 回を目途に小作料の標準額を定めています。南九州市でも地区ごとの標準小作料を平成 21 年 4 月に決めました。

改正 標準小作料制度が廃止されるため、その代替措置として農業委員会は地域における賃借等の動向の収集を行い、市の広報誌やホームページ等で情報提供を行うこととなります。

農地の賃貸借の存続期間の特例（契約当事者の選択幅の拡大）

特例 賃貸借の存続期間については、民法により 20 年以内とされていますが、農地については選択の幅を広げるため、契約当事者の話し合いで 50 年以内まで可能とします。

※ いくら期間を長くしても所有権のような処分権限はなく、賃貸借という権利の性質が変わることはありませんので、ご安心ください。

遊休農地の対策の強化策として**遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底**

現 行 農業経営基盤強化促進法に基づき、遊休農地のうち市町村が指定したもの（要活用農地について必要な措置を講ずる仕組みになっています。（市長部局主体）

改 正 農地法に基づき、全ての遊休農地が対象となります。（農業委員会主体）

新 設 農業委員会による毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられました。
農業者が遊休農地である旨を、農業委員会に申し出ることができる仕組みが設けられます。

指導から勧告までの手続きの一元化

現 行 遊休農地の所有者等に対する指導は農業委員会が、通知・公告・勧告は市町村長が行っています。

改 正 遊休農地の所有者等に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行うこととなります。

今回の改正では、上記の他にも農業生産法人に関する事項や農地の相続税納税猶予制度の見直しなど種々の改正点がございます。これまで、農地制度については戦後の農地改革に始まりその時代背景とともに様々な変遷がありました。今回の「新たな農地制度」も時代の流れとともに大きな変革期に対応した改正になっています。現在の予定では、この法律の施行は12月からの見通しですが、ご不明の点や、農地に関するお問い合わせは最寄りの農業委員会事務局までお気軽にお尋ねください。

市長並びに議長に「新しい農地制度」について要請活動を実施

8月10日、宝代会長・堀之内職務代理が新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備等について、市長並びに議長に対し、その内容を報告するとともに、今後の農業委員会の取り組みについて、ご協力頂けるよう要請活動を行いました。



農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



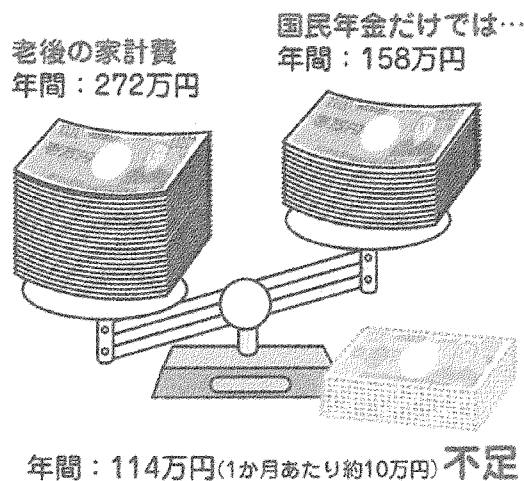
老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は・・・



老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合



農業者年金は老後生活をはがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！ 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

農業者年金の試算額

加 入 年 齢	納 付 期 間	試 算 額	
		性別	保険料2万円 保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円 136万円
		女性	79万円 118万円
30歳	30年	男性	60万円 90万円
		女性	52万円 78万円
40歳	20年	男性	35万円 53万円
		女性	31万円 46万円
50歳	10年	男性	16万円 23万円
		女性	14万円 20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。

付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

お問い合わせは南九州市農業委員会・JA いぶすき・JA 南さつまの最寄りの支所におたずねください。

南九州市農業委員会 TEL (願娃) 0993-36-1111 (知覧) 0993-83-2511 (川辺) 0993-56-1111

JAいぶすき えい中央支所 TEL0993-36-1131

JA 南さつま 本所 TEL 0993-58-7111 川辺支所 0993-56-1121